社会福祉法人清圭会　役員・評議員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人清圭会の役員及び評議員等の報酬について定めるものとする。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会等の出席報酬等）

第３条　定款第23条につき、理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（１回）	費用弁償（１回）
理事会出席報酬等	5,000円	実費弁償

２　定款第９条につき、評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬(１回)	費用弁償（１回）
評議員会出席報酬等	5,000円	実費弁償

３　評議員選任・解任委員会への委員の参加については、理事・評議員会参加に準ずる。

	報酬(１回)	費用弁償（１回）
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	実費弁償

４　交通費については、旅費規程に順ずることとする。

第４条　理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、上記により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２　理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて、法人の及び施設の運営のための業務にあたった場合、上記により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３　評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、上記により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

４　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、上記により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5　報酬の支払いについては、理事会及び評議員会終了日後並びに業務終了後、すみやかにに金融機関の口座に振り込むこととする。

（出張旅費）

第 5 条　法人業務のために出張する場合は、別に定める　社会福祉法人　清圭会　旅費規程を適用する。

（兼務役員）

第 6 条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(制定・改定)

第 7 条　この規程の制定及び改定については、評議員会の議決により行うものとする。

附　則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日より摘要する。

この規程は、令和 7 年 6 月 24 日より摘要する。